

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第2条第1項第18号に規定する青森県民間社会福祉事業職員共済事業（以下「共済」という。）について必要な事項を定め、県内の民間社会福祉事業職員の福利増進を図り、もって社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業主

民間社会福祉施設・団体を経営する法人及び個人経営者並びに任意団体の経営者

(2) 契約者

共済契約の当事者である事業主

(3) 加入者

契約者が運営する事業所に勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労働協約等により、この共済の受益者とされた者

(4) 共済契約

この規程で定める退職金制度に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。

(事 業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 第1種共済

ア 退会給付事業

イ 福利厚生事業

(2) 第2種共済

ア 退会給付事業

2 前項に掲げた事業の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(共済契約の締結及び加入の決定)

第4条 この共済への加入を希望する事業主は、職員等の同意を得て、所定の手続きにより申し込むものとし、共済掛金の払込みにより契約が成立する。

(退 会)

第5条 この共済の退会（死亡及び退職の事由によるものを除く。）の申込みは、契約者が退会する職員の同意を得て、これを行うものとする。

2 前項の規定による退会は、県社協会長がこれを承認したときとする。

(共済掛金)

第6条 第3条に規定する共済の掛金は、次のとおりとする。本俸月額 $1,000$ 分の 40 とする。

- (1) 第1種共済の掛金は、本俸月額 $1,000$ 分の 20 を負担する。ただし、本俸月額の上限を $200,000$ 円とする。
- (2) 第2種共済の掛金は、年額 1 口 $10,000$ 円とし、 4 口から契約者が負担する。ただし、上限を 14 口とする。

(運営委員会)

第7条 事業の運営を適正かつ円滑にすすめるために、青森県民間社会福祉事業職員共済事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。

2 運営委員会の組織、運営については、別に定める。

(除名)

第8条 正当な理由がないにもかかわらず、第6条第1項に規定する共済掛金を 3 ヵ月以上滞納している場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。

(資産及び資産の分別管理)

第9条 本事業にかかる資産は、次により構成する。

- (1) 掛金
- (2) 掛金から生ずる果実
- (3) その他の収入

2 県社協は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区分して管理しなければならない。

(会計)

第10条 本事業の会計は、県社協の特別会計とする。

(債務の範囲)

第11条 県社協が本共済契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(積立水準の回復計画)

第12条 財政検証により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は、積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、共済契約者にすみやかに開示しなければならない。

(事業の廃止)

第13条 本事業は、会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、運営委員会の議決を経て、県社協の定款に定める手続きを経て、事業を廃止することができる。

(残余財産の処分)

第 14 条 事業を廃止したときの残余財産は、運営委員会の議決を経て、県社協の定款に定める手続きを経て決定する。

(事業等の見直し)

第 15 条 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する退会給付事業については、原則として 5 年ごとに、社会情勢の変化等を踏まえた変更の必要性について、運営委員会に諮り審議検討し、その必要があると認めるときは、第 6 条第 1 項に規定する共済掛金を含めて所要の改正を行うものとする。

(雑 則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この規程の設置は、昭和 62 年 5 月 28 日とする。

附 則

この規程は、平成 9 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。